

プロトコル B-6

薬剤師診察前面談時におけるがん悪液質に対するアナモレリンの仮処方オーダー

1. 内容

本プロトコールはアナモレリン（エドルミズ®）適正使用と医師の負担軽減を目的とし、**薬剤師が診察面談を実施する患者に限定**して実施する。

- ・医師から薬剤師診察前面談の依頼があった患者の診察前面談時において、薬剤師がエドルミズ®の開始基準を確認し、添付文書の用法用量に従いエドルミズ®の**仮処方オーダーを院外処方**で入力する。
- ・エドルミズ®開始基準を満たす患者またはエドルミズ®内服中の患者に対して、プロトコールに従い、4週間以内に検査されていない肝機能、血糖値の検査オーダーと心電図オーダーの代行入力を行う。
- ・がん悪液質、前悪液質の患者に対する栄養指導が行われていない場合、薬剤師は栄養士に栄養指導と栄養評価の依頼に関する代行入力を行う。
- ・薬剤師の診察前面談後、医師は診察の際に上記内容の確認・承認を行う。仮処方オーダーは、医師が院外処方せんを発行し、押印することで承認とする。

2. 実施の流れ

薬剤師
(診察前面談時)

エドルミズ®の開始基準

薬剤師の診察前面談において、

★体重が過去半年間の平均体重より5%以上減少していた場合、次の項目を確認

- ① 胃癌、大腸癌、肺癌、膵癌の患者である
- ② 疲労又は倦怠感（疲れやすく、外に出かけなくなった）
- ③ 全身の筋力低下（歩くスピードが遅くなり、家族のサポートが増えた）
- ④ CRP>0.5mg/dℓ, ヘモグロビン<12g/dℓ又はアルブミン<3.2g/dℓのいずれか1つ以上

①必須、②～④の項目から2つ以上当てはまり、エドルミズ適応に合致した場合、

- ・エドルミズの**院外処方仮オーダー**の入力を行う
- ・栄養士に栄養指導とIn Bodyによる身体測定を依頼する(**栄養指導オーダーの代行入力**)
⇒栄養士に電話にて連絡する
- ・肝機能マーカー(AST,ALT)、血糖値(Glu,HbA1c)、心電図検査(不整脈既往のある患者)の有無を確認し、4週間以内に検査がされていない場合、代行にて**検査オーダー入力**を行う。
- ・電子カルテに下記記載

電子カルテへの記載例：

「がん悪液質の基準を満たしたため、エドルミズ®の仮処方オーダーを行いました。
また、栄養士への栄養指導の代行オーダーを行い、AST、ALT、Glu、HbA1cおよび心電図の検査の代行オーダーしました。」

医師
(薬剤師診察前面談
後の診察時)

薬剤師に対する指示入力を確認し、仮処方オーダーおよび代行オーダーに対する承認を行う。
仮処方に関して、医師が院外処方せんを発行し、押印することにより、仮処方オーダーを承認とする。

2024年6月承認